

写

30消安第286号  
平成30年4月17日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

ゴールデンウィークにおける口蹄疫等の防疫対策の徹底について

口蹄疫、アフリカ豚コレラ等に係る防疫対策については、特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要があるものとして、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第3条の2第1項に基づく特定家畜伝染病防疫指針により実施するほか、「年末・年始、春節、オリンピック・パラリンピック冬季競技大会等に向けた口蹄疫等に関する防疫対策の強化について」(平成29年12月13日付け29消安第4738号農林水産省消費・安全局長通知)等により、畜産関係者に対する飼養衛生管理の確認及び指示、万が一の発生時のまん延防止対策の徹底等をお願いしてきたところです。

口蹄疫については、我が国での発生は平成22年以降確認されておりませんが、韓国や中国を始めとする東アジア地域においては、発生が継続して確認されており、特に韓国では昨年2月以来13か月ぶりとなる口蹄疫(A型)が豚で確認されました。また、口蹄疫と同様に家畜衛生上極めて重要な疾病である、アフリカ豚コレラについては、平成19年以降、ロシアや欧州において発生が継続しており、ロシアでは昨年3月の中央シベリアのイルクーツク州での発生の後も、西シベリアのオムスク州及び中央シベリアのクラスノヤルスク地方において発生が確認されており、東アジア地域への侵入リスクが更に高まっております。

このような中、訪日外国人旅行者数は年々増加し、昨年は対前年比2割増の2,800万人を超え、4人のうち3人は東アジア地域の方々となっております。今月末からゴールデンウィークを迎えるに当たり、海外と日本を往来する旅行者が増加することから、我が国への家畜伝染病の病原体の侵入・まん延のリスクが高くなると考えられます。

つきましては、これらのリスクへの対応について、従来からの防疫対策に加え、下記のとおり地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として留意事項を示しますので、家畜の生産者を含めた、市町村、関係機関、関係団体等に対して周知し、口蹄疫等の防疫対策に万全を期するよう指導の徹底を改めてお願いいたします。

## 記

### 1 畜産関係者等の海外渡航の自粛等の指導の徹底

畜産関係者等に対しては、口蹄疫等の発生地域への渡航を可能な限り自粛するよう要請し、仮に渡航する場合には、以下の点に留意するよう指導すること。

#### (1) 渡航に当たっての留意事項

- ① 家畜市場、農場、と畜場等の畜産関連施設に立ち入らないこと。
- ② 動物との不用意な接触を避けること。
- ③ 肉製品等を日本に持ち帰らないこと。
- ④ 帰国の際には、到着した空港又は海港の動物検疫所カウンターに立ち寄り、家畜防疫官の指導を受けること。

#### (2) 帰国後の留意事項

飼養衛生管理基準に基づき、帰国後一週間、衛生管理区域（家畜伝染病予防法施行規則第21条の2第1号に規定する衛生管理区域をいう。以下同じ。）に立ち入らないこと。農場主や従業員等、飼養管理を行う上で必要のある者がやむを得ず立ち入る場合には、洗髪・入浴、更衣等適切な処置を講じた上で立ち入ること。

また、海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこととし、やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他必要な措置を講ずること。

### 2 消毒及び衛生管理区域への病原体の持込みの防止の再徹底

家畜の所有者に対し、看板の設置等により、必要のない者が衛生管理区域及び畜舎に立ち入ること及び不要な物を持ち込むことのないよう指導すること。また、農場の従業員も含め、衛生管理区域及び畜舎に立ち入る場合や物を持ち込む場合には、手指、靴等の消毒その他必要な措置を実施するよう指導すること。

### 3 早期発見・早期通報の徹底

家畜の所有者、獣医師等に対して、口蹄疫等の症状の具体的な内容について周知徹底するとともに、当該症状を呈している家畜を発見したときは、当該家畜又はその死体の所在地を管轄する家畜保健衛生所に連絡するよう指導すること。また、早期発見・早期通報できるよう、家畜の所有者に対して、飼養家畜の毎日の健康観察を入念に行うよう指導すること。

#### 4 連携体制の確認

発生時に備え、口蹄疫防疫指針第2の2の(8)等においては、防疫措置に必要な人員や資材の確保、情報の提供等のため連絡が必要となる畜産関係者、市町村、関係機関、関係団体等との連携体制を整備しておくこととされている。年度当初での担当者の人事異動も考慮し、連休中の閉庁日であっても緊急時に万全な防疫措置を講じられるよう、速やかに連携体制を点検すること。